

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課
不利益処分名	公害防止統括者等の解任命令
根 拠 法 令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
根 拠 条 項	第10条
連 絡 先	(電話 621-5213)
処 分 基 準	1 処分の要件 公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者、この法律（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令（施行令第12条）で定める法令の規定に違反したとき。
	2 処分の内容 特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。
	参 考 事 項 施行令第12条 (罰則) 法第16条
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)